

○仮運転免許の取消しに関する事務処理要領の制定について(通達)

(平成 29 年 3 月 1 日岡運管第 20 号警察本部長例規)

改正 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号 令和 3 年 6 月 24 日岡運管第 83 号

この度、別添のとおり仮運転免許の取消しに関する事務処理要領を制定し、平成 29 年 3 月 12 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、仮運転免許の取消しに関する事務処理要領について(通達)(昭和 48 年 4 月 1 日岡免二第 246 号例規)は、廃止する。

別添

仮運転免許の取消しに関する事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 106 条の 2 の規定による仮運転免許(以下「仮免許」という。)の取消しに係る事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 仮免許の取消事案の認定

1 捜査及び手続

仮免許を受けている者に係る道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 39 条の 3 に規定する基準に該当する事案の発生を認知したときは、事案を取り扱った警察署、地域部地域課、地域部機動警ら隊、交通部交通機動隊又は交通部高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)において、運転免許の効力の仮停止等に関する事務処理要領の制定について(通達)(平成 29 年 3 月 1 日岡運管第 16 号例規)により指示しているところに準じて捜査し、即座に報告する等の事務手続を行うこととする。

2 仮免許の取消しの基準に該当する場合の判断

- (1) 令第 39 条の 3 第 1 項第 2 号に該当するときは、点数制度上の処分点に達しないものも含まれるため、傷害程度の大小、過失度合による処分差はない。
- (2) 令第 39 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する違反行為のうち、法第 118 条第 1 項第 8 号に係る違反行為は、仮免許を受けた者の路上運転練習に当たり側乗指導者を欠く場合又は資格のない者を側乗させて運転した場合に限られる。

第 3 仮免許の取消決定

1 事案概要の報告等

警察署等の長(以下「警察署長等」という。)は、検挙し、又は取り扱った事案が仮免許の取消しの基準に該当するものであるときは、事案の概要、処分を受ける者の弁明要旨等を仮免許取消事案発生即報(様式第 1 号)により、直ちに交通部運転管理課長

(以下「運転管理課長」という。)に報告し、処分についての指示を受けなければならない。

## 2 処分の検討及び決定

警察署長等からの報告を受けた運転管理課長は、事案を検討した上、仮免許の取消しを行うか否かについて決定し、直ちに警察署長等に対して指示しなければならない。

## 3 県外居住者への措置

処分を受ける者の住所地が岡山県外であるときは、報告に基づき、当該処分を受ける者の住所地を管轄する都道府県公安委員会との連絡を交通部運転管理課(以下「運転管理課」という。)において行い、改めて警察署長等に指示をすることから、出頭する日時、場所等を処分を受ける者に対して確実に伝達し、処分執行のための出頭が円滑に行われるようにするものとする。

## 第4 仮免許の取消処分の執行

仮免許の取消処分の執行は、運転管理課長からの指示の下、警察署等の担当幹部が仮免許取消事案発生即報の裏面の所定欄に簡記した弁明要旨の事実認定に誤りのないことを確認の上、仮運転免許取消処分通知書(様式第2号)を作成し、交付することにより行うものとし、交付の際は、処分を受ける者に対して仮運転免許証返納届(様式第3号)に仮運転免許証を添えて提出するよう求めるものとする。

## 第5 仮運転免許証等の送付

処分の理由となった事案について、人身事故用行政処分原票及び法令違反・物損事故用行政処分原票を用いた場合はその右肩欄外に、取締り原票を用いた場合は裏面の取締りメモ上部に、それぞれ「仮免取消」と朱書きし、自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱の制定について(通達)(平成29年3月1日岡運管第15号、岡運免第91号例規)に従い、取り消した仮運転免許証とともに速やかに運転管理課長を経由して岡山県警察本部長に送付すること。

## 第6 仮免許の取消しの効果

- 1 仮免許の取消しには欠格期間がなく、警察情報管理システムによる運転者管理システムへの登録業務は行わないので処分歴とはならない。
- 2 次の仮運転免許証の交付があるまで運転免許試験の受験資格を失うこととなる。

## 第7 運用上の留意事項

### 1 仮免許と他の免許との関係

仮免許を受けている者の中には、他の免許を現に受けている者が相当数いるが、これらの者についても以下のいずれかに該当する場合は仮免許の取消処分の対象となるとともに、現に受けている免許に対する行政処分を別途行うこととなるので、被処分者に対し、その旨を教示しておくこと。

- (1) 仮免許に係る種別の車で違反行為等をした場合

(2) 現に受けている免許で運転することができる車で違反行為等をした場合

2 現に教習を受けている者の取扱い

警察署長等は、処分を受ける者が指定自動車教習所において現に教習を受けている者である場合は、当該処分を受ける者に対し、処分の事実を当該教習所に申告するよう教示すること。

第8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
仮免許取消事案発生即報	運転管理課	1年
仮運転免許証返納届	運転管理課	3年